平成２６年（フ）第１９８５号
愛知県瀬戸市共栄通２丁目26番地　ロイヤルアーク新瀬戸1302、住民票上の住所愛知県瀬戸市小金町89番地の８
債務者　伊藤ナヽエ
１　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５８９号
熊本県上益城郡益城町大字馬水611番地　ロイヤルコーポＢ101号
債務者　齊藤　信一
１　決定年月日時　平成26年12月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
　　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６４３号
熊本市東区東町４丁目８番４―201号
債務者　前田由紀子
１　決定年月日時　平成26年12月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
　　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２５６号
青森市長島２丁目12番３号
債務者　鳴海　善幸
１　決定年月日時　平成26年12月24日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
　　青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９２９号
愛知県海部郡蟹江町宝１丁目８番地　第一近藤ビル５Ａ
債務者　栗原　幸男
１　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９３０号
愛知県海部郡蟹江町宝１丁目８番地　第一近藤ビル５Ａ
債務者　栗原　孝子
１　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０１６号
名古屋市熱田区四番２丁目５番10号　寿コーポ202号
債務者　加藤　巳利
１　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３９２号
神奈川県秦野市本町３丁目13番２の508
債務者　木山　信輔
１　決定年月日時　平成26年12月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
　　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４４０号
神奈川県秦野市名古木４番地の２　県営アメニティ名古木２棟301号
債務者　髙橋　　彰
１　決定年月日時　平成26年12月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
　　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４５５号
神奈川県中郡二宮町中里695番地の４　セレニティーⅡ107
債務者　田中　英彦
１　決定年月日時　平成26年12月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
　　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４５９号
神奈川県平塚市幸町16番４号　池田アパート201号
債務者　関野美寿々
１　決定年月日時　平成26年12月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
　　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４６３号
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領927番地
債務者　橋本　三郎
１　決定年月日時　平成26年12月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
　　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４６５号
神奈川県厚木市鷲尾１丁目14番４号
債務者　関戸　久男
１　決定年月日時　平成26年12月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
　　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４７７号
千葉県野田市岩名２丁目６番地の20　ナックハイム202号室
債務者　坂巻　文男
１　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１７５３号
愛知県あま市富塚長堀76番地
債務者　武舎　勝美
１　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７５４号
愛知県あま市富塚長堀76番地
債務者　武舎　明美
１　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２０号
山口市小郡下郷3230番地３　ハイツ愛美１―205
債務者　山本　　香
１　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
　　山口地方裁判所民事部破産係